

独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案（閣法第

四八号）（先議） 要旨

本法律案は、行政改革の一環として独立行政法人に係る改革を推進するため、平成二十五年十二月二十四日に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」を踏まえ、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 国立研究開発法人海上技術安全研究所法の一部改正

国立研究開発法人海上技術安全研究所、国立研究開発法人港湾空港技術研究所及び国立研究開発法人電子航法研究所を統合し、法律の題名を国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法に改めるとともに、法人の名称を国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所（以下「新研究所」という。）に改称することとする。

二 独立行政法人海技教育機構法の一部改正

独立行政法人海技教育機構及び独立行政法人航海訓練所を統合することとする。

三 独立行政法人都市再生機構法の一部改正

1 独立行政法人都市再生機構が複数の賃貸住宅の機能を集約するために行う建替えは、従前地及び隣接地に加え、近接地においてもできることとする。

2 独立行政法人都市再生機構は、民間事業者と共同して、建築物の建設及びその敷地の整備等に関する事業に対し、投資をすることができるとする。

四 奄美群島振興開発特別措置法の一部改正

独立行政法人奄美群島振興開発基金について、役員及び職員に守秘義務を課すとともに、罰則に関するみなし公務員規定を新設するほか、金融庁検査を導入することとする。

五 施行期日等

1 この法律は、一部の規定を除き、平成二十八年四月一日から施行することとする。

2 国立研究開発法人港湾空港技術研究所及び国立研究開発法人電子航法研究所並びに独立行政法人航海訓練所は、この法律の施行の時にいて解散するものとし、国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、それぞれ新研究所及び独立行政法人海技教育機構が承継することとする。

3 国立研究開発法人港湾空港技術研究所法、国立研究開発法人電子航法研究所法及び独立行政法人航海訓練所法は、廃止することとする。

4 その他所要の規定の整備を行うこととする。